

# NPPを基盤とした“N・T・ライトの義認論”に関する一考察 ——伝統的福音主義の視点から

安黒 務

## 序

2017年の4月にN・T・ライトが彼の“福音理解の基本の表明”と自認する著作が邦訳出版された。発行後しばしして、わたしの元に『『使徒パウロは何を語ったのか』をどのように読めばよいのか教えていただきたい。わたしには手に負えないので』との問い合わせが届いた。本論文は、一神学教師による、この問い合わせに対するささやかな応答である。

### ①『使徒パウロは何を語ったのか<sup>1</sup>』とは如何なる本なのか

さて、この本は如何なる本なのか。この本は、今日、福音派諸教会また福音主義神学会でホットな議論の只中にある「二つの義認論」についての本である。さらにこの本は「あなたにはどちらの義認論が好ましく見えるか」と識別・受け入れを迫る本である。「義認」—それはルター主義の言葉を用いると「教会が立ちも倒れもする」条項、またジャン・カルヴァンの言葉を使うとキリスト教の「主たる要目」である。それゆえ、この通りにどう応答するのか、それはきわめて重大な問題である。

さて我々の議論の中央にある「二つの義認論」とは何か。ひとつは「宗教改

---

<sup>1</sup> N・T・ライト『使徒パウロは何を語ったのか』岩上敬人訳（いのちのことば社、2017年）

革の視点を基盤とする義認論」であり、もうひとつは「パウロ研究の新しい視点（New Perspectives on Paul: 以下略称 NPP）を基盤としたライトの義認論である。宗教改革の義認論とは如何なる内容をもつのか。それは「キリストの従順と贖いの犠牲を基盤にして、罪過ある罪人を神が恵み深く価なしに受容してくださる」義認論である。NPP を基盤としたライトの義認論とは如何なる内容をもつのか。それは「宗教改革の義認論の“前提”を否定し、用語を再解釈することにより、これを根本的・全面的に“脱構築<sup>2</sup>”した」義認論である。

## ②ライトが否定している“宗教改革の義認論の前提<sup>3</sup>”とは何か

では、ライトが否定している“宗教改革の義認論の前提”とは何か。それは、ローマ人への手紙の冒頭に「パウロの義認論」の前提として記されているものである。

パウロは、ローマ 1:16-17 で手紙の主題（「神の義が啓示されていて、信仰から信仰にすすませる」）を告知した後、ただちに「あらゆる不敬虔と不義に対して、神の怒りが天から啓示されている」(1:18) と記している。したがつて神が不敬虔な者を義と認めるという福音が生じる“前提”には、神の律法を破った罪責あるすべての者に対する神の公平な不興という暗さがある。そして、結論的に神の義が啓示されることによって解決される問題とは、罪と罪責のために有罪判決と死のみがふさわしい者を、キリストの従順と贖いを基盤にして神が義と認めるときに、神は正しいのかということなのである。

ローマ 1:18 で神は義なる怒りという主題を告知した後、二章でこの差し迫っている審判の現実へと向かう。神が「一人ひとり、その行いに応じて報いられ」る「御怒りの日」が近づきつつある (2:5-6)。その日には、キリスト・イエスによる神のさばきが「人々の隠された事柄」を含むすべての上に行われる (2:16)。それゆえ、「神の義」と信仰者たちの「義認」が立証される舞台は明

<sup>2</sup> 脱構築（デコンストラクション）とは、単なる破壊や否定ではなく、問題となっている対象や構造の分析・解体を通して、必要に応じて変形し、組み立て直す作業。宇田進『現代福音主義神学』（いのちのことば社、2002 年）268 頁

<sup>3</sup> コーネリス・P・ベネマ『「パウロ研究の新しい視点」再考』安黒務訳（いのちのことば社、2018 年）80-81 頁

らかに、神の前における裁判および審判においてである。神の前の裁判と判決というこの“前提”の中で、法廷における検察官のやり方に従い、ユダヤ人にも異邦人の間にもある罪と罪責の普遍的な傾向を詳述する。

二章の初めで、ユダヤ人の読者が自分たちに「誤った選民的特権」を意識し、自分たちを例外としながら異邦人の罪人や違反者に対する告発を当然視する誘惑にさらされるかもしれないと示唆し、「律法なし」の異邦人も「律法の下に」あるユダヤ人も、すべてが罪を犯したと力強く論じる (2:12)<sup>4</sup>。

これに対し「NPP を基盤としたライトの義認論」では、「ローマ人への手紙はしばしば、司法あるいは法廷に基づいた神学を解説していると考えられているが、それは間違いである<sup>5</sup>」と「宗教改革の視点を基盤とする義認論の“前提”が真っ向から否定されている。

## ③「前提が間違っていると、…結論は間違ったものとなる」

この“前提”に関し、論理学の原理ではこのように教えられる。「前提が正しいと結論は正しく、前提が間違っていると結論も間違っている。」これは、正確に言うと「前提が間違っていると、途中の推論がいくら正しくても結論は間違ったものとなる」ということである。

わたしは、二つの義認論問題—「宗教改革の義認論」と「NPP を基盤としたライトの義認論」の中心的な焦点は、“パウロの義認論の前提”理解にあるのではないかと考えている<sup>6</sup>。「宗教改革の義認論」は、上記の伝統的なローマ書冒頭の解釈を前提として構築されているのに対し、「NPP を基盤としたライトの義認論」は、サンダースの『カヴェナンタル・ノミズム』理解を梃（てこ）

<sup>4</sup> パウロの義認論の前提に関する良書として、Kevin W. McFadden, *Judgment according to Works in Romans: The Meaning and Function of Divine Judgment in Paul's Most Important Letter* (Fortress Press, 2013) がある。

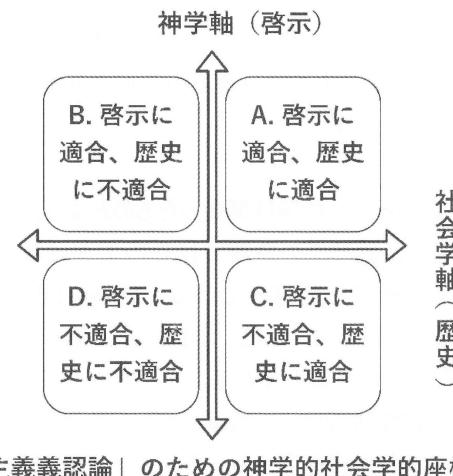
<sup>5</sup> 『使徒パウロは何を語ったのか』213 頁

<sup>6</sup> それゆえ、わたしはベネマ『「パウロ研究の新しい視点」再考』の翻訳において、「鍵となる用語—カヴェナンタル・ノミズム “Covenantal Nomism”」に現在学界で使用されている訳語をあてなかつた。この鍵語が規定している前提には再考の余地があると考えているからである。103-106 頁参照。

に「伝統的なローマ書冒頭の解釈」を再解釈し「宗教改革の義認論」を脱構築している。

なぜこのようなことが起こっているのか。歴史的背景、神学的文脈を概略的に振り返りつつ問題の本質に迫りたい。

④テクストの意味の理解のために、社会学的視点と神学的視点の両者が必要となる



この問題の解明にあたり「福音主義義認論の座標軸」を採用する。これは、「宗教改革の義認論」と「NPP を基盤としたライトの義認論」の長所・短所を神学的側面と社会学的側面の両面から考察するためであり、両者の長所を生かし短所を克服する方向性を見出すためである。ここで採用する「福音主義義認論の座標軸」とは、米国の宗教社会学者ピーター・バーガーの「宗教社会学的分析の手法<sup>7</sup>」のことである。以下に、この「手法」と活用法について説明する。

<sup>7</sup> わたしがこの手法を活用するのは三度目である。最初は「天職意識の喪失過程—英國産業革命前後とその後の、天職神授説から天職選択説と天職意識喪失への移行についての研究」(関西学院大学経済学部卒業論文)、第二に「福音主義イスラ

「神学という学問を社会学という別の学問のうちに包摂するならば、新約聖書の社会学的考察はすべての天的あるいは超常的な側面を無視する結果となり、明らかに神学的な言説を純粋に社会学的な図式の中に押し込める危険を犯すこととなる。

…しかし、宗教を『社会的事実』として理解するという極端な視点だけが、我々に残された選択ではない。超常性の認識をもとにした社会的過程と行動の動的関係が可能であることは、P・バーガーによる宗教の弁証法的定義において示唆されている。すなわち、『特定の歴史的展開において、社会的過程が宗教的概念化（religious ideation）の結果であること、そして他の場合においてはその逆であることが同様に可能である<sup>8</sup>。』社会と宗教の動的関連性を議論することが可能であれば、宗教共同体の分析過程において、社会学的そして宗教学的（あるいは神学的）な両視点からの議論がなされうる。

…宗教共同体の生き様を描き出す文書において、そのテクストの意味を十分に理解するためには、社会学的視点と神学的視点の両者が必要となる。『社会学的還元主義』が回避されなければならないことは確かであるが、同時に聖書テクストの解釈において社会的要素を無視して、社会的状況を神学的教義へと包摂する『神学的還元主義』をも回避しなければならない<sup>9</sup>。』

わたしは、福音主義義認論の座標軸上における、宗教改革の視点を基盤とする義認論のさまざまな議論の中に「神学的還元主義のベクトル<sup>10</sup>」を見、NPP

エル論—神学的・社会学的視点からの一考察』(『福音主義神学』45号所収論文)、そして今回である。関西学院大学時代に、天川潤次郎教授より「宗教社会学的思考」の基本と実践を教えられた。天川教授は、東京大学経済学部大塚久雄ゼミ出身でマックス・ウェーバーの流れの研究者の人である。

<sup>8</sup> Peter L. Berger, *The Sacred Canopy: Elements of a Sociological Theory of Religion* (Doubleday & Co., 1967), pp.47-48、ピーター・L・バーガー『聖なる天蓋：神聖世界の社会学』(新曜社、1989年) 70-71頁。ガラテヤ書簡に対して最も本格的な社会科学的批評を加えた研究としては、Philip F. Esler, *Galatians* (Routledge, 1998) がある。

<sup>9</sup> 浅野淳博『ガラテヤ共同体のアイデンティティ形成』(創文社、2012年) 20-22頁

<sup>10</sup> 「ベクトル (vector)」は「空間における大きさと方向を持った量」という意味。こ

の視点を基盤とした義認論のさまざまの議論の中に「社会学的還元主義のベクトル<sup>11</sup>」を見る。そして両者の視点の長所・短所を見極めつつ両方の視点を保ちながら建徳的な議論を続けていく必要があると考える。本論文で扱う「神学軸」は“啓示”つまり「パウロ書簡において啓示されているパウロの福音理解とパウロのユダヤ教理解・律法理解等」の反映度を、「社会学軸」は“歴史”つまり「歴史的研究、特に第二神殿ユダヤ教に関する歴史的資料研究の成果等<sup>12</sup>」の反映度を考えている。義認論に関する論文・著作は幾つものベクトルが重なり合う部分を持つとともに、それぞれの唱道者やグループの中に様々なグラデーションある強調点を抱えており、その判別は二者択一的ではない。つまり福音主義義認論の座標軸の上に複雑なベクトルを示しつつ位置づけられる。

本論文は、四部構成とし、第一部で「宗教改革の義認論」の本質的特徴、第二部でそれと「NPP を基盤としたライトの義認論」との議論の焦点を特定、第三部で神学軸と社会学軸で肯定面・否定面で議論を分析、第四部で問題の本質に焦点を当て総括的に評価し、結語において考察の結果どちらの義認論が好みいかの最終判断を下す。これらの議論のプロセス全体と結論において、『使徒パウロは何を語ったのか』をどのように読めばよいのかの材料とガイドラインを提示する。

---

こでは、啓示と歴史という二つの要素への適合・不適合の反映度を念頭に置いている。

<sup>11</sup> 神学的還元主義の最たるものひとつはファンダメンタリズム（根本主義）の中にみられる。また社会学的還元主義の最たるものひとつはE・トレルチの歴史主義的方法等にみられる。

<sup>12</sup> 第二神殿ユダヤ教研究等に関する論文や書籍の“ビッグバン”の時代である。膨大な二次文献もあり、完璧を期す解説者は学術誌を渡り歩き、途方もない作業に直面している。ただ、「鹿を追う者、森を見ず」とならないために、この領域のパースペクティブとエッセンスを把握することが大切である。入門的なものとして、市川裕『ユダヤ教の歴史』（河出書房新社、2015年）、ミルトン・スタイルンバーグ『ユダヤ教の基本』山岡万里子・川合一充訳（ミルトス、2012年）、J・ジュリアス・スコット『中間時代のユダヤ世界』井上誠訳（いのちのことば社、2007年）等がある。

## 第一部：「宗教改革の義認論」—神学軸方向に強化されたベクトル

### A. ライトは「宗教改革の義認論」を手厳しく批判するところから始めている

「NPP を基盤とした N・T・ライトの義認論」は、ライトが「宗教改革の義認論」を手厳しく批判するところから始めているので、対照されている「宗教改革の義認論」の概略を背景に置き、「ライトの義認論」考察のための文脈設定をする。まず、「宗教改革の義認論」は何かを問う。それは、「古典的なプロテスタントの見解では、信仰者は恵みのみ (*sola gratia*) によって、キリストのみ (*solo Christo*) のみわざを根拠として神の前に義と認められ、…この価なしの義認は信仰のみ (*sola fide*) によって信仰者のものとなる<sup>13</sup>」と定義される。この「義認」は神の受け容れの“司法的宣言”であり、「恵みのみによって」は価なしの義認の“基盤”をなし、「信仰のみによって」は義認の“手段”を構成している<sup>14</sup>。

### B. ライトの義認論が批判している「宗教改革の義認論」の鍵となる特徴とは何か<sup>15</sup>

ここで「NPP を基盤としたライトの義認論」が批判している「宗教改革の義認論」の鍵となる特徴を見ておく。その特徴とは、(1)義認をイエス・キリストの“福音の主要な主題”とし、(2)義認は“第一義的に神学的かつ救済論的な主題”であるとしていることであり、(3)中世のローマ・カトリックの義認の教理が、“義認の部分的で功績となる基盤としての律法への従順を強調”することで福音を傷つけたと指摘し、また(4)パウロが「行い」や「律法の行い」について語るとき、“神に受け容れられる基盤とみなされている律法に従う行為”的ことを言っていると主張していることである。さらに(5)イエス・キリストの福音の中で啓示されている“神の義を、神が信仰者に価なしに与え転嫁”する、と主張していることである。

---

<sup>13</sup> 『「パウロ研究の新しい視点」再考』16-17頁

<sup>14</sup> 前掲書 17-26 頁

<sup>15</sup> 前掲書 27-30 頁

### C. 福音主義義認論の座標軸において、「宗教改革の義認論」の評価は二つに分かれている

以上の特徴をもつ「宗教改革の義認論」を福音主義義認論の座標軸に位置づければ、宗教改革の遺産を基盤とする人たちからすると、「聖書の啓示、そしてパウロ書簡、特にローマ書に啓示されている義認論」に適合しているとして「A・Bの啓示適合ゾーン」に位置づけられる。しかし、NPP を基盤としたライトは、サンダースの「カヴェナンタル・ノミズム」理解に照らし合わせて評価し、彼によれば「宗教改革の義認論」は「偽のユダヤ教」理解を前提にしており、歴史的に誤っているゆえに歴史的また社会学的に不適合と判断され「B・Dの歴史不適合ゾーン」に位置づけられる。

重なり合うゾーンは、「Bの啓示には適合・歴史には不適合のゾーン」である。これは、我々「聖書の靈感と権威」を信じる福音主義の立場では受け入れ不可能である。「啓示」の解釈か、「歴史」の解釈のどちらかに存在する“盲点”を明らかにし、「Aの啓示と歴史の双方に適合」する選択肢を見出すべきである。

## 第二部：「NPP を基盤としたライトの義認論」—社会学軸方向へ強化されたベクトル

「宗教改革の義認論」は、十六世紀の宗教改革以来、プロテスタントの聖書学を大きく支配してきた。しかし、過去二百年の使徒パウロの著作に関する批判的研究では、宗教改革における合意を再検討しようとする多くの試みを我々は目の当たりにする<sup>16</sup>。

### A. 「NPP を基盤としたライトの義認論」の背景とは何か

#### ①ライトの義認論は、過去二百年のパウロ研究の中で生まれてきた“二つの問い合わせ”を背景としている<sup>17</sup>

まず「NPP を基盤としたライトの義認論」の背景から見ていく。ライトの

<sup>16</sup> 宇田進『福音主義キリスト教と福音派』(いのちのことば社、1993年) 125-152頁の中の「リベラリズムと福音派」参照。

<sup>17</sup> 『「パウロ研究の新しい視点」再考』31頁

義認論は、歴史的に過去二百年の使徒パウロの著作に関する批判的聖書研究、学術的研究の中で生まれてきた“二つの問い合わせ”を背景としている<sup>18</sup>。その問い合わせとは、(1)パウロの福音理解の“中心的主題”は、宗教改革の視点が示唆しているように「義認の教理」であったのか。(2)パウロと彼の先祖伝来の宗教である「ユダヤ教との関係」は、伝統的なプロテスタント神学が想定していたように一様に“否定的なもの”であったのか、というものである。

#### ②ライトの義認論には、NPP 諸文献で繰り返されている“三つの主張”が含まれている<sup>19</sup>

上記の問い合わせを背景に生じてきたNPP を基盤としたライトの義認論には、NPP の諸文献の大部分で繰り返されている“三つの主張”が含まれている。それは、(1)義認についての宗教改革の見解は、パウロ書簡の執筆時の“ユダヤ教についての、誤ったイメージ”を土台にして構築されている。(2)義認についての宗教改革の見解は、パウロが義認の教理で取り扱っている問題を特定しており、その誤りは「律法の行い」についてのパウロの言葉を、“一種の法的な義”に言及しているものと受け取ったためである。(3)パウロ書簡で「義認」という言葉はおもに、“罪責ある罪人が神の受容を見出す方法”を指しているのではなく、“誰が神の契約の民に属するのかを特定する”ことへの言及である、という主張である。

### B. 「NPP を基盤としたライトの義認論」とは何か

#### ①ライトの義認論には“二つの前提”がある<sup>20</sup>

次に、NPP の文脈を基盤とした「ライトの義認論」そのものをみていく。ライトの義認論には上記の文脈に沿うかたちで“二つの前提”がある。ライト

<sup>18</sup> 浅野淳博「パウロと律法①『新たな視点』以前の『パウロと律法』解釈史概観」、『ペディラヴィウム 64—ヘブライズムとヘレニズム研究』(ペディラヴィウム会出版部、2009年) 所収論文、20-47頁には、1977年に発刊されたE・P・サンダース、*Paul and Palestinian Judaism* に至る百年間の議論が概観されている。

<sup>19</sup> 『「パウロ研究の新しい視点」再考』33頁

<sup>20</sup> 前掲書 44頁

によると、(1)宗教改革の視点ではパウロが“ユダヤ教の律法主義”に反対して義認の教理を明確にしたと仮定していたのに対して、サンダースの第二神殿ユダヤ教の研究は、パウロ書簡執筆の時点では“そのような律法主義は一般的でなかった”という仮説を第一の前提命題とし、(2)そのことに加え、ライトはユダヤ主義者とのパウロの論争と彼らの『律法の行い』の理解についてのダンの解釈—それが律法主義であることではなく、“歪んだ民族主義”であること—にも賛同し、第二の前提命題としてそれを活用している。

### ②ライトは、福音とは『誰が主なのか』という問いに答えるものであると言う<sup>21</sup>

ライトはその義認論において、“ユダヤ教の律法主義”に反対して義認論を明確にしたとして「宗教改革の義認論」を全面否定し、またパウロの言う「律法の行い」を“歪んだ民族主義”に限定して理解している。ライトは、そこから彼の義認論を展開し、「多くの場合、福音とは『人が“どのようにして救われるのか”という体系』に違いないと考えられているが、ライトはこれを福音の真の意味の“ひどい歪曲”である<sup>22</sup>とまで言う。福音とは、罪過ある罪人の『わたしはどのようにして神の愛顧を得ることができるのか』という問い合わせではなく、むしろ『誰が主なのか』という問いに答えるものであると言う<sup>23</sup>。ライトは、パウロの福音の基本的メッセージをイエス・キリストの支配(*lordship*)に焦点を置いたものとして再解釈している。

### ③ライトは、用語・概念の五つの再定義に基づき「義認の教理」を再解釈している<sup>24</sup>

ここで、ライトの義認の教理の再解釈を理解するために、さらに用語・概念の五つの再定義を確認しておく。まず(1)神の民の義認の根拠としての神の義という言葉のライトの解釈は、「行動における神の契約的信実」のことであり、

<sup>21</sup> 前掲書 46 頁

<sup>22</sup> 『使徒パウロは何を語ったのか』 79 頁

<sup>23</sup> 前掲書 111 頁

<sup>24</sup> 『パウロ研究の新しい視点』 再考』 48-63 頁

(2)義と認めるという表現の正確な意味は、「誰がその共同体に入るのか」という問題ではなく…その共同体に誰が属しているかをどのように見分けるか」という問題のことである。

また(3)信仰の役割は、「キリストに対する信仰はユダヤ人と異邦人から成る神の家族の成員資格を表す唯一の記章」であり、(4)義認の過去、現在、未来の時制においては、イエスをメシアと信じる者はすべて義と認められる。つまりユダヤ人と異邦人から成る信仰の一大家族として神によって認知される。主な焦点は未来にあり、この最終的な義認において神の民の潔白が証明されるときには「行いによる義認」も含まれる。ライトは「最後の日に潔白が立証されるのは、神がその心と生活に神の律法つまり神のトーラーを記した人々である」と主張する。

最後に(5)キリストの十字架と復活と教会の義認の関係について言及すると、ライトはパウロの義認の教理は人間の罪深さと罪責の問題に第一に向けられているわけではないと主張しており、そのためキリストのみわざについての彼の理解も同様に、歴史的に「キリストの贖いの御業という教理」の不可欠な部分を形成してきた諸主題をほとんど強調していない、という特徴を有している。

### C. 福音主義義認論の座標軸において、「NPP を基盤としたライトの義認論」の評価は二つに分かれている

NPP の立場に立つ人たちからすれば、「NPP を基盤としたライトの義認論」は、サンダースの「カヴェナンタル・ノミズム」理解とダンの「律法の行い」理解に立脚し、第二神殿研究という歴史的資料に適合していると評価され、「A・C の歴史に適合するゾーン」に位置づけられる。しかし宗教改革の遺産を基盤とする人たちからすれば、「NPP を基盤としたライトの義認論」は、聖書の啓示、そしてパウロ書簡、特にローマ書に啓示されている義認論に不適合であると「C・D の啓示に不適合とするゾーン」に位置づけられる。

ライトは、「カヴェナンタル・ノミズム」理解は、パウロ研究の展望を支配するものであり、この基本的な主張と、ダンの「律法の行い」理解は、確立されたものであるとの認識に立ち、この“仮説のひとつとしての命題”を“立証され、事実として認知された命題”に格上げ評価し、彼の「パウロ書簡」の脱

構築的再解釈にいそしんでいる。

しかし、果たしてそれは歴史の実相に則している事実なのだろうか。果たして彼の解釈は、パウロが執筆に導かれた「福音理解、義認理解」の文脈に則した解釈なのだろうか。この分かれる評価をどのように理解すれば良いのか。そのことを第三部で分析したい。

### 第三部：福音主義義認論の座標軸における、「二つの義認論」の神学軸・社会学軸のベクトル分析

#### A. 伝統的な福音主義義認論を基盤とする者として「NPP を基盤とした N・T・ライトの義認論」から学ぶべき三つのベクトルとは何か

宗教改革の遺産に福音理解のルーツとアイデンティティを有する我々伝統的な福音派教会の一員<sup>25</sup>として、「NPP を基盤としたライトの義認論」についての分析・評価を通じて、新しい視点にはそれに関連する優れた特徴がないという印象を残したいとは思わない。我々は「宗教改革の義認論」よりも「使徒パウロの歴史的かつ聖書的により満足のいく“A ゾーン”に位置する理解」を提供しているという新しい視点の主張に反対している。しかし、主たる主張に対する批判的評価は誤解されるべきではない。新しい視点の著者たちは、“パウロの著作の歴史的背景”について我々の理解に貢献している部分もある。批判に入る前に、新しい視点からの三つの貢献ベクトルに触れておきたい。

##### ①パウロの著作について、歴史的な文脈の中で新鮮な観察をなしている<sup>26</sup>

新しい視点の第一の優れたベクトルは、「歴史的な文脈の中でパウロの著作について新鮮な観察をなしている」という主張である。この研究の過程で我々が主張したことは、この主張を拒否するものとして解釈されるべきではない。

<sup>25</sup> 福音主義者のルーツとアイデンティティについては、宇田進『福音主義キリスト教と福音派』参照。

<sup>26</sup> Cornelis P. Venema, *The Gospel of Free Acceptance in Christ: An Assessment of the Reformation and New Perspectives on Paul* (Banner of Truth, 2006), pp.295-296.

義認に関する使徒の教えの「宗教改革の視点」は使徒と同時代の人々間に「一種の律法主義の存在」を仮定しているから、新しい視点はまた、そのような律法主義がパウロの時代に存在していたのかどうかを調べるために「第二神殿ユダヤ教の性格を慎重に吟味する必要がある」と正しく主張している。パウロ研究に関する新しい視点の発展のために重要な要素をなす「第二神殿ユダヤ教の研究」は、間違いなく合法的な企てであり、義認という主題に関してパウロが同時代のある人たちに反対して生起した歴史的出来事に対して光を放っている。

##### ②パウロの福音宣教に関し、旧約聖書の背景に注意を払っている<sup>27</sup>

パウロ書簡の解釈に対する新しい視点のアプローチの第二の優れたベクトルは、「パウロの福音宣教に関し、旧約聖書の背景に注意を払っている」ことである。新しい視点の著者たちによれば、パウロの「義」、「義認」、「約束」という用語の使用は、旧約聖書と第二神殿ユダヤ教の伝統におけるこのような用語の伝統的な使用を前提としている。使徒の著作に対する解釈学的な鍵は、イスラエルとの契約の聖書的な歴史、特に旧約聖書の期待であり、すべての民がアブラハムに最初に約束された契約の祝福を受け継ぐということである。新しい視点が、パウロ書簡の解釈に対する「この種の歴史的な贖罪的かつ契約的なアプローチ」を主張するとき、その主張は間違いなく正しい。新しい視点は、「第二神殿ユダヤ教の歴史的背景とイスラエルとの契約の歴史の中でパウロを解釈することを目指しているため、パウロが義認という主題をどういう歴史的整合性の文脈で述べているのかという問い合わせに注目している。パウロの著作の中の義認という主題を再考する新しい視点の長所のひとつは、「パウロの教えの歴史的文脈と基本構造を見るようにしている」ことである。

##### ③パウロの義認の教えに関し、歴史的・契約的文脈に注意を払っている<sup>28</sup>

新しい視点の第三の優れたベクトルは、「パウロの義認の教えに関して歴史

<sup>27</sup> Ibid., p.297.

<sup>28</sup> Ibid., pp.297-299.

的・契約的文脈に注意を払っている」点である。宗教改革の視点に対する新しい視点からしばしば繰り返される批判のひとつは、パウロの福音を「個々の救いの問題に還元する傾向」のあることである。プロテスタントと福音主義の義認の教理は「個々の罪人がどのようにして神の愛顧を見出せるのか」という問題に専念している」と主張している。義認という主題が、この個人、あるいは存在論的形式において解釈されるとき、義認は「神の御前における不安な良心の問題に対する解決にすぎない」と常に仮定される。この義認に対する見方においては、パウロがそうであったものとは異なり、もはや福音は「イエス・キリストによる変革力のある支配」が第一義的なものとはなっていない。それは罪の罪責から個々人の罪人を解放するものとなってしまっている。義認という主題を狭く解釈することに対抗して、新しい視点の著者たちは、福音とは「広い社会的、教会論的意味合いをもつものである」と主張している。義認は第一義的に神の個々の民についてのものではない。それは「世界大の神の家族にあらゆる人たちを恵み深く編入する」ことが直接の意味である。新しい視点によって展開されている批判の幾つかを保証する、福音主義内の福音の焦点における「ある種の狭さ」には十分な証拠がある<sup>29</sup>。

#### B. 伝統的な福音主義義認論を基盤とする者として「NPP を基盤とした N・T・ライトの義認論」を批判して読むべき六つのベクトルとは何か

新しい視点における、「社会学軸」における優れたベクトルにも関わらず、新しい視点に関する批判的評価は、「それはより古い宗教改革の視点に代わる真に満足すべきもうひとつの選択肢ではない」というものである。新しい視点は義認という主題に関するパウロの教えについて大胆な主張をしているが、我々はそれらの主張を保証しているものを発見することはできない。事実「宗教改革の視点」を基盤とする我々としては、新しい視点が「キリストのみわざを基盤とした神が価なしに受容してくださる福音」を歪めているのではないか

<sup>29</sup> 関連記述として、牧田吉和『改革派教義学 5. 救済論』(一麦出版社、2016 年) 18-22 頁に、「救済論と教会論との前後関係に潜む問題性」と「神の国の歴史的展開と救済論—救済論の個人的挾添化に抗して」がある。

と懸念している。新しい視点に対する我々の批判的評価を以下のとく六つのベクトルにまとめた。

##### ① E・P・サンダースの「カヴェナンタル・ノミズム」研究にかなり依存している<sup>30</sup>

新しい視点で問題のある第一のベクトルは、「E・P・サンダースの第二神殿ユダヤ教の研究にかなり依存している」ことである。パウロ研究に関する新しい視点のこの基本的要素の明らかな影響力にも関わらず、皮肉にも「それが宗教改革者の視点を確証する証拠である」ことを発見する。「カヴェナンタル・ノミズム」は、宗教改革者たちが十六世紀に反対していたある種の「半ペラギウス主義」の教えにきわめてぴったりと一致している。

宗教改革者たちは、中世のローマ・カトリックの義認の教理が「ペラギウス主義」であるとか、厳密にいえば恵みなしであるとは決して主張しなかった。彼らが避けたのは、「ある種の、恵みによって促され、信仰者が神に受容される基盤を構成する行いについての見解」であった<sup>31</sup>。もし、NPP の唱道者たちが義認についてのパウロの理解に関する宗教改革の議論の神学的意味合いにもっと鋭敏な感性をもっていたなら、しばしば彼らの著述を特徴づけているサンダースの第二神殿ユダヤ教研究の意義をもとにしたその主張をしなかつたで

<sup>30</sup> *The Gospel of Free Acceptance in Christ*, pp.299-300.

<sup>31</sup> 中世カトリック教会の「救いにおける神人協力説(半ペラギウス主義)については、宇田進『福音主義キリスト教と福音派』77-81 頁に簡にして要を得た記述がある。半ペラギウス主義を拒否しつつ、いわゆる「協働」(コンクルス concursus)の教説における神学的解決の探求については、牧田吉和『改革派教義学 5. 救済論』26-31 頁に、「キリスト論的視点とは異なる聖霊論的視点の重要性についての記述がある。この二つの視点を援用したローマ人への手紙の解釈の関連講演として、安黒務『義認と審判』に関する一考察：ローマ 2:13 の解釈を軸として』[https://youtube.com/c5d\\_GpeTG5w](https://youtube.com/c5d_GpeTG5w) (日本福音主義神学会・東部部会秋期研究会、2015 年)、資料として、[http://www.aguro.jp/d/ici/20151116\\_jets-e\\_the\\_justification\\_and\\_the\\_Judgment\\_outline.pdf](http://www.aguro.jp/d/ici/20151116_jets-e_the_justification_and_the_Judgment_outline.pdf) がある。

あろう<sup>32</sup>。

## ②「律法」についてのパウロの視点は出来上がったと主張している<sup>33</sup>

新しい視点で問題のある第二のベクトルは、「律法についてのパウロの視点は出来上がったと主張している」ことである。つまりパウロは「ある種の律法主義に対して反対していたのではなく、ユダヤ人の排他主義に反対していた」のだと。しかし、パウロが「行い」や「律法の行い」に言及していることが、律法についての境界のしに適合させるそれらの行為のみについて述べているという新しい視点の主張を維持することは率直に言って可能なことではない。パウロの義認の教理が解決を提供している問題は、単に神の契約の民の成員に関する問題ではない。彼の価なしに与えられる義認の教理は、律法の要求への従順を実行するいかなる行いを基盤にしても神の愛顧を受けることができないこと、つまり、ユダヤ人も異邦人も、神の全き恵みによってのみ受け入れられることを強調している。

我々が新しい視点のこの側面を評価するとき、それは律法が要求するすべてに対する従順な行為と価なしに与えられる義認の賜物の賦与を信じることの関係を「パウロが根本的かつ対照的に描写している」ことを適切に扱いそこなっていることに気づく。パウロは「人間の罪深さや律法の要求」を満たすことへの不能性を暴露するために律法に訴え出て「律法と福音」を対照して描いているのである。宗教改革の視点は、パウロの義認の教理のこの解釈を特定している。律法が明らかにし、さらに状態を悪化させる人間の罪と咎の問題に関するパウロの理解についての我々の分析は宗教改革の見方の妥当性を裏付けている。

<sup>32</sup> Moisés Silva, ‘The Law and Christianity: Dunn’s New Synthesis,’ *Westminster Theological Journal*, 53 (1991), p.348 の以下の文章参照。「サンダースは（より一般的には聖書学者とともに）歴史的なキリスト教神学を十分に理解しているとはいえない。宗教改革の立場が律法主義に対して抱いている関心について、彼の見解は問題の核心に到達していない。

<sup>33</sup> *The Gospel of Free Acceptance in Christ*, pp.301-302.

## ③「義認」について救済論ではなく教会論が主題であると主張している<sup>34</sup>

新しい視点で問題のある第三のベクトルは、「パウロの義認の教理は第一義的に神の契約の家族に属する人々の同一性について語っている」と理解していることである。義認は、罪人が如何にして神の愛顧を受け取るのかを述べる救済論を主題としているのではなく、誰がアブラハムの約束の子孫としての神の契約の家族に属するのかを述べるところの教会論を主題としている、と理解される。

新しい視点のこの側面の我々の評価において、「それが不必要的還元である」ことに留意してきた。疑いなくパウロの義認の教理は教会論的な意味合いを保有しているけれども、その主要な意味合いは神の律法に不従順であり、その有罪判決の下に立っている罪人が如何にして神に受け容れができるのかに関係している。ローマ人への手紙の最初の章で、パウロが義認の教理を提示するとき、不義のゆえにすべて神の怒りと裁きの下にあるユダヤ人と異邦人を等しく長々と告発することをもって始めた。それ故、「パウロ書簡における義認の主題の設定は、教会論的主題以前に救済論的主題である」ことは明らかである。

## ④「神の義」という用語について不満足な説明に終始している<sup>35</sup>

新しい視点で問題のある第四のベクトルは、「パウロの神の義という用語の使用についても不満足な説明に終始している」ことである。我々は、「この用語が神の契約的約束を成就する神の信実に言及している」とする新しい視点の所見と争うつもりはない。しかし、それはまた「キリストの従順と救いのみわざが信仰者の利益になっている道に言及している」ことをも主張しなければならない。その欠落のゆえに、新しい視点は信仰者の義認とキリストの贖いのみわざの間の結びつきの説明に失敗している。

新しい視点においては、「キリストの贖いのみわざと信仰者の義認との間の密接な結合についての比較に値する説明」は提供されていない。義認は単に神

<sup>34</sup> Ibid., p.302.

<sup>35</sup> Ibid., pp.303-304

の契約の家族に属する人々を明らかにするだけで、なぜこの帰属意識が「彼らの身代わりとしてのキリストの十字架と復活」に何ものとも求めないのかについての適切な説明は提供されていない。第一義的に「人間の罪深さや咎」が問題なのではなくなり、新しい視点においては「罪人に対するキリストの贖いのみわざのパウロの説明」は、目的といえるほどのものではなくなり。

#### ⑤「信仰」を義認の益を受け取る手段としてみていよい<sup>36</sup>

新しい視点で問題のある第五のベクトルは、「信仰を信仰者がキリストのみわざを基盤とした価なしに与えられる義認の益を受け取る手段としてみていよい」ことである。義認についての古い宗教改革の見方において、「信仰は価なしに与えられるキリストにある神の義の賜物を受け取る」。義認は民がキリストにおいて神の義となるために、キリストが民の罪と咎を引き受ける取引を含む。新しい視点において、キリストの転嫁される義を受け取る手段としてこの強調は概して拒否される。義認は第一義的に罪過ある罪人が如何にして神に受け容れられる者とされうるのかという救済論的な問い合わせているものではないのだから、転嫁において表明されているようなある種の取引は必要ないとされる。しかし、転嫁という言葉は「彼ら自身の義を基盤とせず、他者の義を基盤として神が不敬虔な者を義とする福音の真理を表現する」ために必要なものである。

#### ⑥義認と「行いによる最後の審判」の扱いに問題がある<sup>37</sup>

新しい視点で問題のある第六のベクトルは、「義認と行いによる最後の審判の問題」である。この最後の審判の概念は神の契約の家族の内にある信仰者の現在の成員は未来の義認が保留した状態に置かれていることを示唆している。「信仰者はキリストとの結合における現在の義認を喜んでいるけれど、彼らは信仰者としての全生涯の内実に依存している未来に予想される義認に直面する」。

<sup>36</sup> Ibid., pp.304-305.

<sup>37</sup> Ibid., pp.305-306.

我々がサンダースの第二神殿ユダヤ教の扱いの議論に留意するとき、彼の研究の未解決の問題のひとつが「ユダヤ教が、契約の民の終末的義認・判決において、神による受容の基盤は神の律法の要求における継続性とそれに対する適合性である」ということを教えたかどうかである。もしユダヤ教がそのように教えていたのだとしたら、契約共同体への信仰者の最初の編入は神の恵みによるものであるが、信仰者の最終的な義認は彼らの行いによるということになる。

行いを基盤とする未確認の未来についての主張、まだ未決定の義認は、「キリスト・イエスにある人々は今は罪に定められることがない」というパウロの教えを根本的にむしばみ破壊する。この問い合わせに対する宗教改革の取り扱いは、恵みのみによる義認と行いによる最後の審判の双方において公正になされないと我々は主張する。新しい視点の著者たちが行いを基盤とした最後の審判について話すときの不注意さは、信仰者の神への受容と神の前に立つことはキリストのみわざのみに依拠すると教えているパウロの福音の中心にとって脅威となっている。

#### 第四部：福音主義義認論の座標軸における「二つの義認論」に対する総括的評価

本論文の「序」において、ライトの本が「二つの義認論」について書かれている本であること、そしてライトが宗教改革の義認論の前提を否定し用語を再解釈することにより、それを根本的・全面的に“脱構築”した義認論を提示していることを示した。

ライトは、サンダースの『カヴェナンタル・ノミズム』理解を梃(てこ)に、「伝統的なローマ書冒頭の解釈」を再解釈し「宗教改革の義認論」を脱構築している。すでに主たる問い合わせ、副次的な問い合わせの多くを考察してきた。今最後の部分で問題の本質を明らかにし、回答を示したい。

A. 問題の本質は、サンダースの『カヴェナンタル・ノミズム』理解にある

① E・P・サンダースの基本的な主張は本当に確立されているのか

E・P・サンダースのユダヤ教研究がパウロ研究における「革命」のような

ものを要求しているといわれ、N・T・ライトも「E・P・サンダースはパウロ研究の展望を支配している。…その基本的な主張は確立されたと考えている<sup>38</sup>」と記している。

しかし、C・P・ベネマは「しかし、たとえサンダースが第二神殿ユダヤ教における宗教類型が『カヴェナンタル・ノミズム』と彼が呼ぶものであることを立証するためにかなりの証拠をかき集めていても、興味深い『論点先取〔証明すべき命題が前提のひとつとして使用されている〕』が存在している」と、ライトの確信を疑問視している。それだけではなく、「サンダースが『カヴェナンタル・ノミズム』と呼ぶものが、キリスト教教理史家が『半ペラギウス主義』と呼ぶものと同類のかたちをとるということはあり得るのだろうか」と問うている。

## ②ペラギウス主義問題は検討されているが、半ペラギウス問題は検討されていないのではないか

ベネマは、サンダースが「カヴェナンタル・ノミズム」と呼ぶものが、「ペラギウス主義」には該当しないことは検討したようだが、「半ペラギウス主義」に該当しているのかどうかは検討していないことを指摘している。そして、「カヴェナンタル・ノミズム」は弾力に富んでいて、神とその民がある種の半ペラギウス主義的に見る余地も十分にあると指摘している。

サンダースによる「カヴェナンタル・ノミズム」の描写は、半ペラギウス主義の教えの教科書的記述にきわめてよく似ている。そして、「カヴェナンタル・ノミズム」は、「現在および将来の信仰者の義認は、律法に対する従順という行いに依存し、この行いは神の恵み深い主導権の後に続いてそれを補完する役割をもつ」という考え方をきわめて自然に適合する。そして、中世のローマ・カトリックの義認の教理の特徴であった半ペラギウス主義的なものと形式上著しい類似点がある、とベネマ<sup>39</sup>はスコット<sup>40</sup>と同様の指摘をしている。

<sup>38</sup>『使徒パウロは何を語ったのか』29-30頁

<sup>39</sup>『「パウロ研究の新しい視点」再考』67-71頁

<sup>40</sup>J・ジュリアス・スコット『中間時代のユダヤ世界』井上誠訳（いのちのことば社、

## ③サンダース、ダン、ライトの三層構造の「NPP を基盤としたライトの義認論」の主張は脆弱なのではないか

もし、第二神殿期ユダヤ教が半ペラギウス主義的なものを内包する柔軟性をもつ宗教であったとしたら、「サンダースの命題」は、瑕疵（かし）ある前提となり、きわめて脆弱な命題なのではないだろうか。そして、サンダースの命題に問題があるのなら、サンダースの前提をもって「律法」や「律法の行い」を再解釈している「ダンの主張」にもまた問題があるのではないか。さらには、サンダースの命題とダンの命題を、ふたつの前提として構築されている「ライトの新しい義認論」にもまた問題があるのではないか。

2007年) 275-278頁には、サンダースの結論に対して異議を唱える五つの概略的理由—(1)中間時代のユダヤ教の多様性、(2)律法順守には高い動機だけでなく、功德を得ようとする動機もあった、(3)理論と実践に相違のある集団がいるのはもつともなことである、(4)この種の法規主義は第二エスドラ書と第二バルク書に見いだされる、(5)当時の平均的ユダヤ人の法規主義的な宗教観は新約聖書にみられる、等が列挙され、説得力のある説明がなされている。J・ボウカー『イエスとパリサイ派』土岐正策・土岐健治訳（教文館、1977年）にも、祝福の約束と律法を抱き、約束の地カナンを相続した民が、「申命記的歴史」つまり申命記の教えに忠実な時には栄え、そうでない時には罰せられ、そしてついには「約束の地」さえ失ってしまったと記されている。その捕囚後に帰還を果たし、エズラによる律法体制社会が整備されていく中間時代の歴史の中で、トーラーの順守を、「あらゆる人に、あらゆる場所で、あらゆる時間」に拡張することを探求した人々がいた。トーラーの実践可能な意味を確立するために、微に入り細にわたってトーラーを解釈し釈義することに精力を傾けた人々がいたことが記されている。旧約聖書における理論に関することを構成する表現部分を見ると、ヘブル人の宗教は本質的に恵みによるものであったこと、トーラー順守は神が契約を通して下さる恵みに対する応答であったことは疑う余地はない。このような理解が中間時代の宗教思想の一部であったことは確かである。しかし、中間時代のユダヤ教の特徴が、律法を行うことにますます焦点を合わせることにあったこと、また律法を読み、学び、論ずることが平均的ユダヤ人の宗教上の義務の大部分を占めるようになっていったこともまた事実である。

## B. サンダースの脆弱な命題からの構造的影響は甚大である

### ①サンダースの脆弱な命題には “not A but B” 構造が宿っている

サンダースは、第二神殿ユダヤ教を「律法主義の宗教」ではなく「恵みの宗教」だと描いた。確かに、旧約聖書の信仰は基本的にそうである。しかし二律背反的に「律法主義」と「恵み」を対置することは正しいのであろうか。ここで注目しておきたいことは、NPP の主張に特有の “not A but B” 構造がみられ、それは宗教改革の主張の “both A and B” 構造と対照的なのである。わたしは、ここにも脆弱な前提が独り歩きしていると思う。福音主義の贖罪論では、その神学的脈絡に「(1)神の本性、(2)律法の位置、(3)人間の状態、(4)キリスト」を置き、その例証として「(5)旧約聖書の祭儀制度」を使用する<sup>41</sup>。

ダンにおける「律法」理解とライトにおける「義認」理解においては、論文冒頭でも記した「パウロの義認論の前提としてのローマ書冒頭、一章・二章にある前提」が、すっぽりと抜け落ちてしまっている。これが、サンダースの「脆弱な前提」のなせるわざである。

### ②サンダースに宿る構造的問題の、ダンの「律法」「律法の行い」理解への構造的影響

サンダースの「第二神殿ユダヤ教の半ペラギウス傾向の見落とし」による誤った仮説命題は、ダンの「律法」「律法の行い」理解にも悪影響を及ぼし、ガラテヤ書等の「律法」「律法の行い」を誤った民族主義として、神の民の二つのアイデンティティ形成問題<sup>42</sup>の次元のみで、社会学的に還元して理解しようとしている。

ガラテヤ書は、「割礼」問題と「会食」問題の関わりで、教会の二つのアイデンティティ形成路線を扱っている。「ユダヤ教キリスト派」的路線と「民族を超えた普遍的キリスト教」路線である。使徒行伝ではエルサレム、サマリヤ、

<sup>41</sup> M・J・エリクソン『キリスト教神学 第三巻』伊藤淑美訳（いのちのことば社、2005年）408-412頁

<sup>42</sup> 神の民の二つのアイデンティティ形成問題は、浅野淳博『ガラテヤ共同体のアイデンティティ形成』（創文社刊、2012年）に、神学的視点と社会学的視点の両面で詳しく論じられている。

神を畏れる異邦人コルネリオ等と聖靈主導の、民族主義的ユダヤ人教会から異邦人を含む普遍主義的な教会形成へのダイナミックな移行プロセスが描かれている。その流れの中にあって生じていた神学的问题がガラテヤ書で扱われている「割礼」問題、「会食」問題である。パウロはこの「民族主義的ユダヤ教キリスト派」的傾向から、「普遍主義的キリスト教」的あり方への移行期の実際的問題に「彼に啓示されていたローマ書的福音理解<sup>43</sup>」を適用し神学的に解決していった<sup>44</sup>。ルカは歴史的・地理的な民族的障壁の突破プロセスを描き、パウロは神学的・本質的な民族的障壁の突破作業を扱っているのである。

新しい視点では、「律法の行い」や「行い」に関するパウロの言葉は主として、「境界を示すしである律法の要求を言い表す」ことに限定されているが、使徒パウロはこの言葉をはるかに広い意味で使用している。ここでも、NPP の主張に特有の “not A but B” 構造がみられる。それは宗教改革の主張の “both A and B” 構造と対照的である。NPP には、サンダースの“脆弱な命題”が、いわば“ガラスの天井”として機能し、聖書の啓示、特に新約とパウロ書簡の描写をありのまま解釈するベクトルを喪失しているように思われる。そこでは社会学的還元のベクトルが異常に強く働いているように思えるのである。

### ③サンダースとダンに宿る構造的問題の、ライトの義認の用語の再解釈・再定義への構造的影響

ライトは、その用語—「神の義」「義認の本質」「代理・転嫁・信仰」「行いに基づく最終的義認」—をサンダースの「誤ったユダヤ教」理解と、ダンの「誤った律法理解」に立脚し再解釈・再定義している。(1)神の義は、「司法的な義」を意味するのではなく、「契約の約束を果たす神の信実」を指すとされる。

<sup>43</sup> ダマスコ途上での回心から17年経過している。ガラテヤ書の執筆年代はAD50年代前半、ローマ書の執筆年代はAD50年代中期ないし後期であるから、パウロのローマ書にあるような体系的な福音理解は形成されていたものと考えられる。

<sup>44</sup> J・R・W・ストットは、『ローザンヌ誓約一解説と注釈』（いのちのことば社、1976年）98頁の中で、「教会が直面する諸問題は、基本的には常に神学的である。それゆえ、教会は神学的に考えることを身に着けることによって、キリスト教の原理をすべての状況に適用できるような指導者たちを必要とする」と記している。

(2)義認の本質は、「罪人がどのように救われるのか」(救済論)ではなく、「契約の成員資格」(教会論)に関する用語である。(3)代理・転嫁・信仰は、「キリストにおける神の義という価なしの贈り物を受け取る手段」ではなく、「キリストにある神の契約の家族に属する者を区別する单なる記章」である。(4)行いに基づく最終的義認は、「キリストにある者が罪に定められることはない」ではなく、「最後の審判における最終的義認は、信仰生活全体の良し悪し」に依拠する。ここでも、NPP の主張に特有の“not A but B”構造がみられ、それは宗教改革の主張の“both A and B”構造と対照的なのである。

### 結語

さて、この論文は冒頭に記した「N・T・ライトの“福音理解の基本”を表明している『使徒パウロは何を語ったのか』をどのように読めばよいのか」という問い合わせに対する応答である。

これまでの考察に基づき、今わたしは以下の通りこの問い合わせに応答したい。(1)サンダースの『カヴェナンタル・ノミズム』と呼ぶものが『半ペラギウス主義』と呼ばれるものと同類である蓋然性<sup>45</sup>はきわめて高い<sup>46</sup>。それゆえわたしはNPPのサンダース、ダン、ライトの主張と「NPP を基盤としたライトの義認論」は、残念ながら「啓示にも、歴史にも不適合を示すDゾーン」に位置づけて読むべきと判断する。その際に(2)このサンダースの半ペラギウス主義的『カヴェナンタル・ノミズム』が、宗教改革の主張の福音の包括的理解を示す“both A and B”

<sup>45</sup> 蓋然性とは、主として哲学、数学、統計学などの用語で、元来は「確からしさ」を意味する。「必然」に対応し、事物の生起やその知識の確からしさの度合いをいう。関連記述として「神学的言明の権威の度合い」については、M・J・エリクソン著『キリスト教神学 第一巻・二巻合本』安黒務訳（いのちのことば社、2013年）86-87頁を参照。

<sup>46</sup> 福音派の世界的指導者であったストットも、J.R.W. Stott, *The Message of Romans*, (Inter-Varsity Press, 1994), pp.27-29で、サンダースの『カヴェナンタル・ノミズム』に関する命題に対して、C・P・ベネマやJ・J・スコットと同様の内容で六つの疑問を投げかけている。

構造を否定し、NPP の主張に特有の“not A but B”構造を生み出した影響は甚大であるという批判的視点に立って読むべきであると考える。

そして、(3)NPP を基盤とする人々からは否定的評価を受けている、宗教改革でより明らかにされた「伝統的義認論」を「啓示にも、歴史にも適合を示すAゾーン」に位置づけ、それを「NPP を基盤とするライトの義認論」に対峙させ、自分の立ち位置を明確にして読むべきである。立ち位置が不明確な読者は糸の切れた凧のように著書に翻弄されることになる。その上で、(4)NPP の視点を基盤とするサンダース、ダン、ライトを含む人々の諸研究・諸資料を含め、この二百年間の聖書学における学術的研究と20世紀における第二神殿期ユダヤ教文書の発見・研究の学術的成果から謙虚に学び続ける「成熟した批判的かつ建徳的なスタンス」を保持しつつ読むべきである。

現段階における以上の助言は、我々の宗教改革の視点を基盤とした伝統的義認論が「啓示にも、歴史にも適合を示すAゾーン」において神学軸のベクトルの延伸力を増すことに加え、さらには社会学軸のベクトルの延伸力の増進をも図っていく上で有益なガイドラインである<sup>47</sup>。このような読み方こそが「み言葉によって絶えず改革され続ける」ことを求めた宗教改革の精神に生きる教会の姿ではないか。

今、心にある名言をひとつ記して筆をおく。

If the first button of one's coat is wrongly buttoned,  
all the rest will be crooked.

(Giordano Bruno)

(日本福音教会一宮チャペル牧師、一宮基督教研究所主宰)

<sup>47</sup> NPP の興隆の背後には、エキュメニカル運動におけるカトリックとの対話交流の流れと第二神殿期ユダヤ教文書の発見と不幸な第二次世界大戦でのユダヤ人虐殺への反省、またキリスト教会の歴史における反ユダヤ主義の傾向への謝罪・反省があるといわれる。我々は、「神学軸と社会学軸の啓示と歴史の双方に適合するAゾーン」で成熟していくために、これらの課題にも真摯に取り組んでいく必要がある。